



# 山形県公報

令和6年4月19日(金)  
第496号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……491
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……492
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 令和6年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……493
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……494

### そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……496
- 同……………(同) ……502
- 同……………(同) ……505
- 同……………(同) ……510

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第340号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、鶴子六沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 工 藤 富 雄 | 尾花沢市大字六沢941番地 |

### 山形県告示第341号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区

- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
  - 3 認可年月日  
令和6年4月11日
- 

**山形県告示第342号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町の一部、同郡飯豊町の一部
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和5年6月23日から令和6年2月5日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 

**山形県告示第343号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町の一部
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和5年8月17日から令和6年2月22日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測深）
- 

**山形県告示第344号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）
- 

**山形県告示第345号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市指定区域
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年5月19日から令和6年3月22日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の期日及び場所

| 期 日          | 場 所                       |
|--------------|---------------------------|
| 令和6年7月20日（土） | 庄内総合支庁                    |
| 同 年8月24日（土）  | 置賜総合支庁（本庁舎）               |
| 同 年9月14日（土）  | 山形県庁                      |
| 同 年9月15日（日）  | 山形県庁                      |
| 令和7年1月17日（金） | 村山総合支庁西村山地域振興局（わな猟免許に限る。） |

- 2 時 間

午前9時から午後5時30分まで

村山総合支庁西村山地域振興局で開催の試験のみ午後1時から午後6時まで

- 3 受験資格

県内に住所を有する者で、令和6年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては20歳未満の者を除く。

- 4 受験手続

- (1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

- (2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

- (3) 提出期間

イ 令和6年7月20日（土）に実施する試験を受験する場合

令和6年6月10日（月）から同月24日（月）まで

ロ 令和6年8月24日（土）に実施する試験を受験する場合

- 令和6年7月8日（月）から同月22日（月）まで  
ハ 令和6年9月14日（土）又は同月15日（日）に実施する試験を受験する場合  
令和6年8月5日（月）から同月19日（月）まで  
ニ 令和7年1月17日（金）に実施する試験を受験する場合  
令和6年12月9日（月）から同月23日（月）まで

## 5 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ、凍結防止剤散布車及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）  
(2) 日時 令和6年5月16日（木） 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロータリ除雪車2.2メートル級 1台  
ロ ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級（スイングオーガ装置付き） 1台  
ハ ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 2台  
ニ 除雪グレーダ3.1メートル級 1台  
ホ 除雪グレーダ3.7メートル級 1台  
へ 除雪グレーダ3.7メートル級（片Vプラウ付き） 1台  
ト 除雪グレーダ3.7メートル級（シャッターブレード付き） 1台  
チ 除雪ドーザ8トン級 1台  
リ 除雪ドーザ11トン級 1台  
ヌ 除雪ドーザ14トン級 2台  
ル 凍結防止剤散布車 2台  
ヲ 小形除雪車1.0メートル級 1台

## (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

## (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）

## (4) 納入場所 納入場所一覧表による。

## (5) 入札方法 (1)のイからヲまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。  
(2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

- 力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイからヲまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年5月7日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年4月30日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 1

- ② 2.6meter, 220kilowatt Rotary Snow Remover (Snow Bank Clearing Auger Device) Quantity: 1
  - ③ 2.6meter, 220kilowatt Rotary Snow Remover Quantity: 2
  - ④ 3.1meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1
  - ⑤ 3.7meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1
  - ⑥ 3.7meter Snow Removal Motor Grader (One-way Plow) Quantity: 1
  - ⑦ 3.7meter Snow Removal Motor Grader (Shutter Blade) Quantity: 1
  - ⑧ 8ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
  - ⑨ 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
  - ⑩ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 2
  - ⑪ Truck Mounted Material Spreader Quantity: 2
  - ⑫ 1.0meter Compact Snow Remover Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. May 16, 2024
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2721

## そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年4月19日

山形県住宅供給公社

理事長 沼澤 好徳

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |
|------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
|                  |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52 | 3K   | 51.2                          | 2    | 一般用 | 14,400                  | 16,700                                     | 19,100                                     | 21,500                                     | 24,600                                     | 27,200 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                   |
| 同                | 同                 | 同    | 51.2                          | 4    | 同   | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000 |                                            |
| 同 2号             | 同 2-50            | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000 |                                            |
| 同 3号             | 同 2-46            | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 14,400                  | 16,700                                     | 19,100                                     | 21,500                                     | 24,600                                     | 27,200 |                                            |
| 同                | 同                 | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000 |                                            |
| 同 南山形アパ<br>ート1号  | 同 南松原一<br>丁目9-5   | 3DK  | 63.1                          | 1    | 同   | 22,200                  | 25,600                                     | 29,300                                     | 33,100                                     | 37,800                                     | 43,600 |                                            |
| 同 4号             | 同 9-1             | 1LDK | 39.9                          | 2    | 同   | 13,800                  | 16,000                                     | 18,300                                     | 20,600                                     | 23,600                                     | 27,200 | 単身可                                        |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円心寺町<br>21-27   | 3DK  | 59.3                          | 2    | 同   | 17,600                  | 20,300                                     | 23,200                                     | 26,200                                     | 30,000                                     | 34,600 |                                            |
| 同 2号             | 同 21-26           | 同    | 59.3                          | 3    | 同   | 17,600                  | 20,300                                     | 23,200                                     | 26,200                                     | 30,000                                     | 34,600 |                                            |
| 同 桜町アパー<br>ート1号  | 同 桜町四丁<br>目12-16  | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 23,600                  | 27,200                                     | 31,100                                     | 35,100                                     | 40,100                                     | 46,300 |                                            |
| 同 2号             | 同 12-20           | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同   | 20,400                  | 23,600                                     | 26,900                                     | 30,400                                     | 34,700                                     | 40,100 |                                            |
| 同 宮町アパー<br>ート1号  | 同 宮町二丁<br>目8-23   | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 21,700                  | 25,000                                     | 28,600                                     | 32,300                                     | 36,900                                     | 42,500 |                                            |
| 同 3号             | 同 8-28            | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 20,700                  | 23,900                                     | 27,300                                     | 30,800                                     | 35,200                                     | 40,600 |                                            |
| 同 4号             | 同 8-32            | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 21,000                  | 24,200                                     | 27,700                                     | 31,300                                     | 35,700                                     | 41,200 |                                            |

|                  |                          |     |      |   |                  |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|--------------------------|-----|------|---|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 深町アパー<br>ト3号   | 同 深町一丁<br>目7-27          | 同   | 62.6 | 1 | 同                | 21,600 | 24,900 | 28,500 | 32,200 | 36,800 | 42,400 |     |
| 同                | 同                        | 同   | 64.2 | 1 | 同                | 22,100 | 25,600 | 29,200 | 33,000 | 37,700 | 43,500 |     |
| 同 東山住宅           | 同 大字十文<br>字6106          | 2DK | 61.5 | 1 | 特定目的用<br>(身障者用)  | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 32,900 | 37,600 | 43,400 | 单身可 |
| 同 南寒河江ア<br>パート2号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5 | 3DK | 62.6 | 1 | 一般用              | 17,100 | 19,700 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 | 单身可 |
| 同                | 同                        | 同   | 62.6 | 1 | 同                | 17,100 | 19,700 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 | 同   |
| 同 塩水アパー<br>ト1号   | 同 大字寒<br>河江字塩水46-<br>1   | 2DK | 57.0 | 1 | 同                | 18,500 | 21,400 | 24,500 | 27,600 | 31,600 | 36,400 | 同   |
| 同 土屋倉アパ<br>ー ト1号 | 上山市美咲町二<br>丁目3           | 3DK | 51.8 | 1 | 同                | 12,400 | 14,300 | 16,400 | 18,500 | 21,100 | 24,400 | 同   |
| 同 3号             | 同                        | 同   | 53.7 | 1 | 同                | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,000 | 22,900 | 26,400 |     |
| 同 金生アパー<br>ト     | 同 金生一丁<br>目13-13         | 3K  | 44.4 | 1 | 同                | 10,600 | 12,200 | 13,900 | 15,200 | 15,200 | 15,200 | 单身可 |
| 同 鷺ヶ袋アパ<br>ー ト1号 | 同 旭町二丁<br>目7-1           | 3DK | 54.6 | 1 | 同                | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 |     |
| 同                | 同                        | 同   | 54.6 | 1 | 同                | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 单身可 |
| 同 2号             | 同 7-2                    | 同   | 55.7 | 1 | 同                | 13,700 | 15,800 | 18,000 | 20,400 | 23,300 | 26,900 |     |
| 同 長清水アパ<br>ー ト2号 | 同 長清水一<br>丁目10-12        | 同   | 69.4 | 1 | 特定目的用<br>(高齢者等別) | 22,000 | 25,400 | 29,000 | 32,700 | 37,400 | 43,200 | 单身可 |
| 同 3号             | 同 10-13                  | 同   | 67.7 | 1 | 一般用              | 21,400 | 24,700 | 28,300 | 31,900 | 36,500 | 42,100 |     |
| 同 4号             | 同 10-14                  | 同   | 67.7 | 2 | 同                | 21,400 | 24,700 | 28,300 | 31,900 | 36,500 | 42,100 |     |
| 同 植岡アパー<br>ト     | 村山市植岡笛田<br>四丁目6-23       | 同   | 54.6 | 2 | 同                | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 | 单身可 |



|                  |                            |   |      |   |                 |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------------|---|------|---|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 楯岡中町ア<br>パート   | 同 楯岡中町<br>5-1              | 同 | 63.7 | 1 | 同               | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,100 | 38,100 | 单身可 |
| 同                | 同                          | 同 | 63.7 | 1 | 特定目的用<br>施設(特別) | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,100 | 38,100 | 单身可 |
| 同 長岡アパー<br>ト2号   | 天童市中里一丁<br>目2-2            | 同 | 75.9 | 1 | 一般用             | 26,400 | 30,400 | 34,800 | 39,300 | 44,900 | 51,800 | 单身可 |
| 同 交り江アパ<br>ート2号  | 同 交り江五<br>丁目10-2           | 同 | 62.8 | 2 | 同               | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 | 单身可 |
| 同 天童駅西ア<br>パート1号 | 同 駅西二丁<br>目2-27            | 同 | 64.2 | 1 | 同               | 18,800 | 21,700 | 24,900 | 28,100 | 32,100 | 37,000 | 单身可 |
| 同 2号             | 同 2-30                     | 同 | 64.2 | 1 | 同               | 18,800 | 21,700 | 24,900 | 28,100 | 32,100 | 37,000 | 单身可 |
| 同 3号             | 同 2-31                     | 同 | 64.2 | 1 | 同               | 19,100 | 22,100 | 25,200 | 28,500 | 32,500 | 37,600 | 单身可 |
| 同 東根中央ア<br>パート1号 | 東根中央四丁<br>目3-2             | 同 | 62.6 | 1 | 同               | 18,300 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 | 单身可 |
| 同 3号             | 同                          | 同 | 64.2 | 1 | 同               | 19,300 | 22,200 | 25,400 | 28,700 | 32,800 | 37,900 | 单身可 |
| 同 近江アパー<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1           | 同 | 62.6 | 1 | 同               | 18,300 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 | 单身可 |
| 同                | 同                          | 同 | 64.2 | 2 | 同               | 18,700 | 21,600 | 24,700 | 27,900 | 31,900 | 36,800 | 单身可 |
| 同                | 同                          | 同 | 64.2 | 1 | 同               | 18,700 | 21,600 | 24,700 | 27,900 | 31,900 | 36,800 | 单身可 |
| 同 2号             | 同                          | 同 | 64.6 | 1 | 同               | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 单身可 |
| 同 長崎アパー<br>ト     | 同 中山町<br>大字長崎8035-<br>205  | 同 | 62.8 | 1 | 同               | 17,100 | 19,800 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 | 单身可 |
| 同 谷地アパー<br>ト1号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 同 | 59.3 | 1 | 同               | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |
| 同                | 同                          | 同 | 59.3 | 1 | 同               | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |

|              |                               |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------|-------------------------------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 2号         | 同                             | 2LDK | 71.1 | 2 | 同 | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 | 37,100 | 42,800 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3        | 3DK  | 59.3 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同            | 同                             | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |
| 同 大石田アパ<br>ー | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4 | 1 | 同 | 13,900 | 16,100 | 18,400 | 20,700 | 23,700 | 27,300 | 同   |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年4月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年4月26日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県住宅供給公社村山地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和6年7月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年4月19日

山形県住宅供給公社  
理事長 沼澤 好 徳

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                           |                                         |                                         |                                         |                                         | 敷金     | 摘要 |                                         |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|----|-----------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 |        |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |
| 県営若葉東アパ<br>ート1号 | 新庄市金沢1494<br>-1 | 3DK  | 62.8                          | 3    | 一般用 | 16,400                       | 19,000                                  | 21,700                                  | 24,500                                  | 28,000                                  | 32,300 |    |                                         |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がい程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年4月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年4月26日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
山形県住宅供給公社最上地域管理事務所

## 5 入居の時期 令和6年7月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年4月19日

山形県住宅供給公社  
理事長 沼澤 好徳

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分  | 家賃                  |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |     |
|------------------|-------------------|------------------------------------------------------|------|-----|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                   |                                                      |      |     | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営太田町アパ<br>ート3号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 住宅形式<br>2DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>60.3<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 19,300              | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,800                             | 37,800                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可 |
| 同                | 同                 | 3DK                                                  | 1    | 同   | 23,600              | 27,300                             | 31,200                             | 35,200                             | 40,200                             | 46,400                             | 同                        | 同   |
| 同 春日アパー<br>ート1号  | 同 春日五丁<br>目2-43   | 2LDK                                                 | 1    | 同   | 16,100              | 18,600                             | 21,300                             | 24,000                             | 27,400                             | 31,700                             |                          |     |
| 同 2号             | 同                 | 3DK                                                  | 1    | 同   | 17,500              | 20,200                             | 23,100                             | 26,000                             | 29,800                             | 34,300                             |                          |     |
| 同 3号             | 同                 | 同                                                    | 2    | 同   | 25,500              | 29,400                             | 33,700                             | 38,000                             | 43,400                             | 50,100                             |                          |     |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3    | 同                                                    | 1    | 同   | 21,800              | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,200                             | 42,900                             |                          |     |
| 同 2号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 22,300              | 25,800                             | 29,500                             | 33,300                             | 38,000                             | 43,900                             |                          |     |
| 同 3号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 22,800              | 26,300                             | 30,100                             | 33,900                             | 38,800                             | 44,800                             |                          |     |
| 同 6号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 24,900              | 28,800                             | 32,900                             | 37,100                             | 42,400                             | 48,900                             |                          |     |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同                                                    | 1    | 同   | 14,000              | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800                             | 27,500                             | 単身可                      | 単身可 |
| 同 成島アパー<br>ート1号  | 同 成島町三<br>丁目2-96  | 同                                                    | 3    | 同   | 16,400              | 19,000                             | 21,700                             | 24,500                             | 28,000                             | 32,300                             |                          |     |
| 同 2号             | 同 2-95            | 同                                                    | 1    | 同   | 19,300              | 22,300                             | 25,500                             | 28,800                             | 32,900                             | 38,000                             | 単身可                      | 単身可 |
| 同 相生アパー<br>ート1号  | 同 相生町7<br>-65     | 同                                                    | 3    | 同   | 22,600              | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500                             | 44,400                             |                          |     |
| 同                | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 22,600              | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500                             | 44,400                             | 単身可                      | 単身可 |





|                 |                            |     |   |      |   |                    |        |        |        |        |        |        |     |
|-----------------|----------------------------|-----|---|------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 あらとアパ<br>一ト1号 | 同<br>一1                    | 725 | 同 | 74.4 | 1 | 同                  | 23,300 | 26,900 | 30,700 | 34,700 | 39,600 | 45,700 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同   | 同 | 74.4 | 1 | 特定目的用<br>(農, 畜, 林) | 23,300 | 26,900 | 30,700 | 34,700 | 39,600 | 45,700 |     |
| 同 2号            | 同                          | 同   | 同 | 77.9 | 1 | 一般用                | 24,500 | 28,300 | 32,300 | 36,500 | 41,700 | 48,100 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同   | 同 | 77.9 | 1 | 同                  | 24,500 | 28,300 | 32,300 | 36,500 | 41,700 | 48,100 |     |
| 同 飯豊了パー<br>ト    | 同<br>飯豊町<br>大字萩生3893一<br>3 | 同   | 同 | 59.4 | 1 | 同                  | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 |     |
| 同               | 同                          | 同   | 同 | 59.4 | 1 | 同                  | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | 单身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年4月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年4月26日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和6年7月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年4月19日

山形県住宅供給公社  
理事長 沼澤好徳

1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地               | 規    | 格    |                               | 公募戸数 | 区分     | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|-------------------|-------------------|------|------|-------------------------------|------|--------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|                   |                   |      | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |        | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパ<br>ート1号    | 鶴岡市美原町18<br>-1    | 3DK  | 74.2 | 1                             | 一般用  | 19,700 | 22,700                  | 26,000                             | 29,300                             | 33,500                             | 38,700 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>2号           | 同<br>19<br>-28    | 同    | 77.0 | 1                             | 同    | 21,100 | 24,300                  | 27,900                             | 31,400                             | 35,900                             | 41,400 |                                    |
| 同<br>4号           | 同<br>18<br>-3     | 同    | 79.4 | 1                             | 同    | 21,800 | 25,100                  | 28,700                             | 32,400                             | 37,100                             | 42,800 |                                    |
| 同<br>東部アパ<br>ート3号 | 同<br>朝陽町6<br>-6   | 同    | 58.0 | 1                             | 同    | 14,900 | 17,200                  | 19,700                             | 22,200                             | 25,400                             | 29,300 |                                    |
| 同                 | 同                 | 同    | 58.0 | 1                             | 同    | 14,900 | 17,200                  | 19,700                             | 22,200                             | 25,400                             | 29,300 |                                    |
| 同<br>茅原アパ<br>ート1号 | 同<br>北茅原町<br>9    | 同    | 63.5 | 1                             | 同    | 16,600 | 19,200                  | 21,900                             | 24,700                             | 28,300                             | 32,600 |                                    |
| 同                 | 同                 | 同    | 63.5 | 1                             | 同    | 16,600 | 19,200                  | 21,900                             | 24,700                             | 28,300                             | 32,600 |                                    |
| 同<br>2号           | 同                 | 同    | 63.9 | 1                             | 同    | 17,000 | 19,600                  | 22,400                             | 25,300                             | 28,900                             | 33,400 |                                    |
| 同<br>3号           | 同                 | 同    | 61.0 | 1                             | 同    | 16,700 | 19,300                  | 22,100                             | 24,900                             | 28,400                             | 32,800 |                                    |
| 同                 | 同                 | 同    | 64.2 | 1                             | 同    | 17,600 | 20,300                  | 23,200                             | 26,200                             | 29,900                             | 34,500 |                                    |
| 同<br>城南アパ<br>ート1号 | 同<br>城南町9<br>-34  | 同    | 62.6 | 1                             | 同    | 18,200 | 21,000                  | 24,000                             | 27,000                             | 30,900                             | 35,700 |                                    |
| 同<br>2号           | 同<br>9<br>-30     | 同    | 64.2 | 1                             | 同    | 18,600 | 21,500                  | 24,600                             | 27,700                             | 31,700                             | 36,600 |                                    |
| 同                 | 同                 | 同    | 64.2 | 1                             | 同    | 18,600 | 21,500                  | 24,600                             | 27,700                             | 31,700                             | 36,600 |                                    |
| 同<br>末広アパ<br>ート2号 | 同<br>末広町23<br>-62 | 2LDK | 69.3 | 2                             | 同    | 22,400 | 25,800                  | 29,600                             | 33,400                             | 38,100                             | 44,000 |                                    |

|                     |                      |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|---------------------|----------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 3号                | 同 23<br>-60          | 同 | 69.3 | 1 | 同 | 22,400 | 25,800 | 29,600 | 33,400 | 38,100 | 44,000 |     |
| 同 川南アパ<br>ー<br>ト2号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-2     | 同 | 51.2 | 2 | 同 | 15,200 | 17,500 | 20,100 | 22,600 | 25,900 | 29,900 |     |
| 同                   | 同                    | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 15,200 | 17,500 | 20,100 | 22,600 | 25,900 | 29,900 | 单身可 |
| 同 川南住宅4<br>号        | 同 1-4                | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,500 | 24,300 | 27,700 | 32,000 | 同   |
| 同 こがねアパ<br>ー<br>ト1号 | 同 こがね町<br>一丁目21-1    | 同 | 63.5 | 2 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同                   | 同                    | 同 | 63.5 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 单身可 |
| 同 2号                | 同 21-11              | 同 | 58.4 | 2 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同                   | 同                    | 同 | 71.5 | 1 | 同 | 20,000 | 23,100 | 26,400 | 29,800 | 34,000 | 39,300 |     |
| 同 東泉アパ<br>ー<br>ト2号  | 同 東泉町四<br>丁目15-22    | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同                   | 同                    | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 | 单身可 |
| 同 3号                | 同                    | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 鳥海アパ<br>ー<br>ト1号  | 同 富士見町<br>三丁目2-118   | 同 | 69.2 | 2 | 同 | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 |     |
| 同 2号                | 同                    | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | 单身可 |
| 同 3号                | 同                    | 同 | 65.4 | 1 | 同 | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 | 37,200 | 42,900 |     |
| 同 北新町アパ<br>ー<br>ト   | 同 北新町一<br>丁目1-58     | 同 | 64.3 | 1 | 同 | 22,200 | 25,600 | 29,300 | 33,100 | 37,800 | 43,600 |     |
| 同 狩川アパ<br>ー<br>ト    | 同 東田川郡庄内町<br>狩川字山居22 | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 12,300 | 14,200 | 16,300 | 18,400 | 21,000 | 24,200 |     |

|                 |                          |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|-----------------|--------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同               | 同                        | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 12,300 | 14,200 | 16,300 | 18,400 | 21,000 | 24,200 | 单身可 |
| 同<br>余目アパー<br>ト | 同<br>余目字大塚93-<br>1       | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 15,900 | 18,400 | 21,100 | 23,700 | 27,100 | 31,300 | 同   |
| 同<br>遊佐アパー<br>ト | 同<br>鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2 | 同 | 59.3 | 3 | 同 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 单身可 |
| 同               | 同                        | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 单身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円



- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和6年4月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年4月26日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年7月上旬

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤            | 正           |
|------------|-----------|-----|-------|--------------|-------------|
| 令和 6. 4. 1 | 号外（8）     | 11  | 30    | 奨学金返還支援金貸与条例 | 奨学金返還資金貸与条例 |
| 同 4. 5     | 第492号     | 454 | 下から14 | 28番 8        | 25番 8       |

令和6年4月19日印刷 発行所 山形県庁  
令和6年4月19日発行 発行人 山形県